

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1条 甲は、別添の「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）に係る富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 前項の委託仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託期間）

- 第2条 この契約による委託期間は、契約日から平成27年3月31日までとする。

（委託料）

- 第3条 この契約による委託料は、金 円（うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額は、金 円）とする。

（検査及び完了）

- 第4条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、遅滞なく検査を行わなければならない。

（委託料の支払方法）

- 第5条 乙は、第4条第8項の規定による合格通知の受領後、甲の指示する手続きに従って委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の適法な請求を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第2項の委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は未受領額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の支払いを甲に請求できる。

（契約保証金）

- 第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を、山梨県財務規則第109条の2第7号により免除する。

(瑕疵担保責任)

第7条 甲は、成果品に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求できるものとする。

ただし、甲の責に帰する事由により生じた瑕疵については、この限りではない。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、委託業務の完了の日から起算して、1年以内に行わなければならない。

(資料等の貸与及び返還)

第8条 甲は、乙が委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲に返還するものとする。

(権利の帰属)

第9条 成果品に関する著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。

この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託期間の延長)

第12条 乙は、その責に帰することができない事由により、この契約で定める期限（以下「履行期限」という。）までに委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。

ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第13条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞違約金を付して履行期限を延長することができる。

(損害のために生じた経費の負担)

第14条 委託業務の処理に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(解除権及び違約金)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに契約締結後10日以内に委託業務に着手しないとき。

(3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定により、契約を解除したときは、乙は、委託料の10パーセントを違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合は、甲は、その既済業務部分に対する委託料相当額を支払うものとし、支払額は甲乙協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第16条 乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年5.0パーセ

ントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(情報セキュリティ要件)

第17条 乙は、この契約による委託業務を履行するための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡してはならない。

ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(調査等)

第20条 甲は、必要に応じ委託業務の進捗状況について調査することができる。

2 乙は、甲が委託した委託業務の作業状況について、甲に随時報告を行うものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合には、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に基づくほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

甲 住所 山梨県甲府市丸の内1-6-1
氏名 山梨県知事 横内 正明

乙 住所
商号又は名称
代表者氏名

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理する

ために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

- 2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。
- 3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報

告をさせることができる。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 安全確保の措置

乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第5 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、本契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第7 資料等の返還

乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な

事項を周知するものとする。

第9 事故報告

乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第10 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第11 調査

甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第13 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。